高松市立木太北部小学校いじめ防止基本方針

平成30年4月1日一部見直し

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）によるものとし、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」とする。

また、対象とする児童生徒は、高松市立小・中学校及び高松第一高等学校に在籍する児童生徒とし、「保護者」とは、それらの者に親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）とする。

（高松市いじめ防止基本方針より抜粋）

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

（1） いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
（2） 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
（3） いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
（4） いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家に協力をして、解決にあたる。
（5） 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間の指導には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすること「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

（1） いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

① スマイル・あいさつ運動

いじめゼロをめざした児童会活動を推進する。活動を通して、児童がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。また、「木太地区あいさつ運動」と連携してあいさつ運動を推進し、学校でも地域でも進んであいさつができる児童を育てる。

② ありがとうの日

かかわりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高めるために、「ありがとうの日」を毎月月末に設定する。

③ 道徳の日

毎月20日を自己肯定感を育てる日（道徳の日）を位置づけ、心のノートや道徳ノートを活用して心と心の連携図る。

（2） 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体つくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

ア ふれあい活動での異学年交流の充実
イ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
ウ 児童が主体的に取り組める学習活動やノートづくりの工夫

② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

朝の活動等でソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送るこができるようにする。

③ 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問等の指導方法を工夫する。

④　人とつながる喜びを味わう体験活動

友だちと分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間 や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

3　いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

（1）いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

①　「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。

②　おかしいと感じた児童がいる場合には、学年団や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

③　様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合には、教育相談活動等で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

④　「学校生活に関するアンケート」を年間2回実施し、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりをめざしたり、実践的な態度を養う道徳教育の推進を推し進めたりする。

（2）　いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決に組織的にあたる。

② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

③ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

（3）　家庭や地域、関係機関と連携した取組

① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かす。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

4　いじめ問題に取り組むための校内組織

（1）　学校内の組織

①　「生徒指導委員会」

必要に応じて、全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

②　「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、SC、SSW によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

（2）　家庭や地域、関係機関と連携した組織

いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえて、学校におけるいじめの防止等のための取り組みの改善を図る。緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときには、緊急生徒指導委員会を開催する。緊急生徒指導委員会参加メンバーは以下の通りである。

（校長、教頭、生徒指導主事、PTA会長、PTA生活環境部長、高松北警察署、主任児童委員）